

鳥取県西部 不妊専門 相談センター 出張相談

令和3年

1月12日、2月9日、3月9日

◆その他

・事前予約は不要ですが、相談時間の希望がある場合は、事前にお申込みください。

・新型コロナウイルスの影響により中止となる場合がありますので事前にご確認ください。

◆申込み・問い合わせ先
鳥取県西部不妊専門相談センター
(ミオ・ファティリティ・クリニック内)
☎0859・35・5223
メール
seibufuninsoudan@mf.or.jp
(24時間受付)
*電話相談・面接相談
【月、水、金】
9時～12時、14時～17時
【火、木、土】
14時～17時

「なかなか妊娠しない」「どんな検査や治療があるか知りたい」「二人目不妊が心配」など、不妊や不育にまつわる相談、心身の悩み等に、不妊カウンセラー、不妊症看護認定看護師がお答えします。悩みを抱え込まないでまずはご相談ください。

◆会場

米子市福祉保健総合センター
「ふれあいの里」4階研修室2
(米子市錦町一丁目139番地3)

◆時間

13時～17時

◆相談

相談日は原則毎月第2火曜日です。

令和2年

5月12日、6月9日、7月14日、
8月11日、9月8日、10月13日、
11月10日、12月8日

不妊治療費の助成があります

大山町では、出産を望む夫婦の経済的負担を軽減することにより、安心して子どもを産み育てることができるよう、次のとおり不妊治療費の助成をしています。

◆助成内容

【人工授精】

・助成額 人工授精に要した費用の1/2を、1年度あたり10万円まで通算2年度助成

※妻の年齢が35歳未満の場合は、鳥取県不妊治療費助成金が7/10(上限14万円)に拡充されるため、町の助成額は、3/10(上限6万円)

【特定不妊治療(体外受精・顕微授精)】

・助成額

採卵を伴う治療▼1回につき上限10万円

採卵を伴わない治療▼1回につき上限5万円

【男性不妊治療】

・助成額 1年度あたり5万円を上限

◆対象となる方

・助成金の交付を受けようとする不妊治療について、鳥取県不妊治療

費助成金の交付決定を受けた方

・法律上の婚姻をしているご夫婦で、ご夫婦の一方、または双方が1年以上継続して町内に住民登録している方

・他の市町村から同様の給付を受けていない方

・対象者及びその配偶者に町税等の滞納が無い方

◆申請場所 ことども課(保健福祉センターなわ内)

◆必要なもの

①助成金交付申請書兼請求書
②県の助成金交付決定通知及び額の確定通知書

③治療に係る領収書

④印鑑(シャチハタ等ゴム印は不可)

⑤通帳など振込口座の分かるもの

◆申請期間

治療が終了した年度末で県の助成金交付決定後(ただし、2月1日から3月31日までに県の助成金交付決定があった場合は、翌年度の5月31日まで申請可能)

◆問い合わせ先

ことども課

☎0859・54・5205